処 分 基 準

令和2年3月23日作成

法		令		名	探偵業の業務の適正化に関する法律
根	拠	Ź	Ř	項	第15条第2項
処	分	の	概	要	探偵業の廃止命令
原権者 (委任先)				<u>:</u>)	鳥取県公安委員会
法	令	の	定	め	探偵業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第 3条(欠格事由)
処	分	1.2 A	主	準	法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合(法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあっては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。)には、営業の廃止を命ずることとする。
問(いる	うわ	せ	先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備				考	